

回覧

令和7年度津野町観光情報発信事業委託業務について

募 集 内 容

1 業務の概要

(1) 業務名 令和7年度津野町観光情報発信事業委託業務

(2) 業務の目的

SNS等のツールを利用して、観光スポット、歴史、文化、食、自然などの魅力やイベント、観光情報などを効果的かつ効率的に実施することで、津野町への訪問、滞在時間の延長、地域内の周遊、リピーターの増加など、観光振興と地域の活性化につなげるとともに、「満天の星のまち津野町」の認知度を向上させることを目的とする。

(3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日

(4) 主な業務の内容

①Instagram (Facebook) の運用 アカウント名「@tsunobura」 月4件以上投稿

②奥四万十ブログによる情報発信 月1件以上投稿

③津野ぶらホームページの運用 月1件以上

④その他WEBを活用したプレスリリース 月1件以上

⑤商品等紹介 随時

⑥その他独自の提案

(5) 実績報告等

本業務により実施した業務内容（発信した内容、日時、件数等）及び公式Instagramのアカウント状況（保存数、リーチ数、フォロワー数、インプレッション数等）、それらのデータをもとに分析したものについて、翌月15日までに毎月報告するものとする。

2 応募資格要件

参加者の資格要件は次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 津野町内に本店（本社）または営業所等の事業所を置く法人または個人事業主であること。

(2) 地方公共団体・観光協会・企業等の公式SNS等のライティング業務に携わった経験を有するもの。

(3) 情報発信コンテンツの作成において、常に津野町内の情報収集ができる体制があり、即時の現地取材、現地撮影にも対応できること。

(4) 当該業務で、営利活動、政治活動、宗教活動を行わないもの。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(6) 津野町暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。

(7) 津野町税、使用料等納付すべきものについて滞納がないこと。

3 応募方法

様式等、応募書類については、津野町役場本庁舎観光推進課にて配布します。

※配布時間：平日午前8時30分から午後5時15分

4 スケジュール

項目	日程
募集要領の提示	令和7年4月1日(火)
参加表明書提出期限	〃 4月14日(月) 午後5時必着
企画提案書等提出期限	〃 4月23日(水)
審査委員会(書類・プレゼンテーション)	〃 4月25日(金)
審査結果通知	〃 4月28日(月)

5 問い合わせ先

〒785-0201 津野町永野471-1
津野町役場 観光推進課 担当：高橋
電話：0889-55-2021